

初診時等における 診察情報取得・活用体制について

医療情報・システム基盤整備体制充実加算

当院では、診断および治療等の質の向上を図る観点からオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの薬剤情報、または、特定健診情報・その他必要な情報を取得・活用して診察等を行っているため、厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しております。

初診を行った場合(保険証を利用した場合)	4点
初診を行いかつオンライン資格確認等により情報を取得した場合(マイナンバーカード利用時)	2点



何卒ご理解のほどよろしくお願いたします